

取調べの可視化 ニュース (通算第36号)

2017
第7号
2017.7.1

今号の特集

・取調べの全件可視化を求める市民集会
「これからの刑事司法を考えるー『私は負けない』厚労省元局長事件を振り返ってー」を開催

編集責任：取調べの可視化本部



基調講演 (村木さん)

第1部前半では、厚労省元局長事件の当事者とされた村木厚子さんから、取調べの実態、検事が作ったストーリーを覆すことの困難さなどが語られました。
村木さんは、大阪地検に呼ばれ、最初に受けた取調べで、心身障がい者用低料三種郵便物制度を悪用していた団体の会長と会ったことがあるかと質問されました。村木さんは、「記憶にありません」と答えました。しかし、供述調書には「会ったことはありません」と完全に否定する表現にされていました。村木さんは、仕事柄様々な人と会うので会っていたとしても忘れていく可能性がある程度度も説明しましたが、検事から、後で別の調書で直してあげるからと言われ、渋々サインをしました。この「完全否認」の供述調書が逮捕請求の疎明資料として使われ

この20日間の勾留期間、村木さんは、毎日何度も拘留所のカレンダーをじっと見つめていました。壁に穴が空くのではないかと当時本当に思ったそうです。それほど満期まであと何日かということが

現にその後の取調べは、検察のストーリーに沿うように供述を変えさせるためのものでした。自分の説明は聞き入れられず、供述調書の一部訂正をさせても担当検事の上司の決裁が得られなかったとの理由で破棄され、一方で、検察のストーリーを聞かされた上で、村木さんの関与を認める検察ストーリーに沿った内容の関係者の供述調書を見せられたり、仮定の質問を重ねて供述を変えさせようとしたりするものでした。

最後に、自分が無罪となったのは、幸運であったのと夫の経済力があつたからで、これがそろわなると無罪にならない現在の制度は変えなければならぬ、そのためには、①いかようにも供述調書が作れる取調べ制度の改革、②捜査機関所持証拠の開示、③身体拘束制度の改革が必要であると訴えました。

公判が始まり、検察の冒頭陳述がなされました。取調べの際に聞かされた検察のストーリーそのままでした。証拠調べでは、関係者のほぼ全員が供述調書の内容を覆す証言を行いました。その後、取調べ検事6名への尋問が始まりましたが、取調べの録音・録画はなく、また検事全員が取調べメモを全て廃棄していたため、取調べ時のやり取りについての尋問は水掛け論とならざるを得ませんでした。



基調講演 (鈴木会員)

第1部後半では、厚労省元局長の弁護士であった鈴木一郎会員(大阪弁護士会)から、元係長が取調べで追い込まれていく様子が語られました。
最初の頃の接見時には笑顔も見られ、取調べ目的の分析もできるほどだった元係長は、精神状態が徐々に悪化していき、取調べでのやり取りは「壁に向かって話しているようだ」と弁護人に語りました。夜に取調べが行われ、その取調べの最後に「宿題」が出され、夜中に検事から最後に言われたことを考えて眠れなくなる、これが

次いで、法制審での議論状況について、安岡さんから、可視化の制度化に猛烈に反対していた警察が望んでいた司法取引等とのセットでなければ改正案の答申は不可能であったこと、蔑ろにされていた有識者委員の発言力を高めるた

後藤さんから、日本の刑事裁判は、公判で供述調書が容易に採用され、しかもその証拠価値が高いことから、捜査機関が弁護士立会いのない密室で作成した供述調書が裁判の帰趨を支配する傾向にあり、刑事裁判の「透明度が低い」という問題がある、関係者の供述調書ストーリーに合わせて物証を改ざんした厚労省元局長事件は、この供述調書中心の捜査と裁判の弊害が極端な形で現れた事件との解説がなされました。

に「可視化時代」となっている実務に対応すべく研修や経験交流会の定期的な開催に取り組むとの決意表明があり、個々の弁護士による弁護実践とデータ収集の重要性を改めて強く意識した市民集会でした。

鈴木会員から、有識者委員がいなければ一部事件の全過程可視化はなかったと思う、有識者委員に言わば作ってもらった制度を運用・実践していくのは弁護士の使命であるとの意見、閉会挨拶で竹之内明会員(東京弁護士会・取調べの可視化本部本部長代行)から、施行後3年経過時の見直しに向けた運用に関するデータ収集や、既に

取調べの全件可視化を求める市民集会

「これからの刑事司法を考えるー『私は負けない』厚労省元局長事件を振り返ってー」を開催

取調べの可視化本部幹事 河村 洋 (東京弁護士会)

2017年5月12日、弁護士会館講堂クレオにおいて、市民集会が開催されました。

当日村木さんは逮捕されました。勾留1日目の取調べの際、検事から、勾留延長されて20日間拘束された後「あなたの場合は起訴されるでしょう」との見込みと「私の仕事はあなたの供述を変えさせることです」と告げられました。村木さんは、起訴がほぼ決まっているのに20日間も勾留するのだらう、取調べの目的がそのようなものなら真実は誰が明らかにするのだらうと思いました。

関心事となっていました。村木さんは勾留1日目の検事の予告どおり起訴され、4度目の保釈請求で保釈されました。保釈金は1500万円でした。その間、開示記録の中に、偽造された証明書のデータとその更新日時等が記録されたプロパティ情報が実は存在していたことを発見し、シヨックを受けました。村木さんは、取調べの際に証明書の作成日時が分かる記録はないかを検事に尋ねたとき、検事から「残念ながらありません」と回答されていたからです。検察のストーリーに反する客観的証拠が隠されていました。

第1部後半では、厚労省元局長の弁護士であった鈴木一郎会員(大阪弁護士会)から、元係長が取調べで追い込まれていく様子が語られました。

第2部では、村木さんと鈴木会員に、法制審新時代の刑事司法制度特別部会の有識者委員を務められた元日本経済新聞論説委員の安岡崇志さん、青山学院大学大学院法務研究科教授の後藤昭さんを加え、2016年刑事訴訟法改正後の刑事司法についてのパネルディスカッションが行われました。

繰り返されてきました。再逮捕後は更に状態が悪くなり、ついには接見時に事件や取調べ内容について弁護士が聞くこともできなくなりました。接見は元係長が休息するための時間とせざるを得なくなつた、との報告がなされました。

そして、2016年改正後の刑事司法の在り方について、安岡さんから、法制審特別部会の第25回会議で裁判官の今崎委員が示した、取調べの録音・録画義務が課されていない事件についても、その記録媒体がない場合は供述調書の証拠能力について現在より重い立証上の責任が負わされるようになるのだらうとの見解は実務への大きな影響があるのではないかとこの意見、村木さんから、運用に関するデータを収集するなどして制度が適切に運用されているかどうかの検証が必須であること等の発言がありました。



パネルディスカッションの様子